

実特法に基づく「居住地国」の届出について

金融機関では、平成29年1月施行の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法および地方税法の特例等に関する法律（略称「実特法」といいます。）等の規定により、お客さまとのお取引開始時に、お客さまの税法上の居住地国※について、ご申告・お届けにより確認させていただいたうえで、国外・国内の法律等に基づき、必要に応じて税務当局へ報告することが義務付けられています。

当店では、税法上の居住地国が日本以外にある方は、口座開設をお申込みいただくことはできません。

また、虚偽の内容を入力された場合は、法令による罰則の対象となるおそれがありますのでご注意ください。なお、入力いただいた内容に変更があった場合は、その事実の発生後3か月以内に改めて届出書を提出いただく必要があります。その際は、速やかに当店までお申し出ください。

※ 居住地国とは、所得税・地方税に相当する税をお客さまが納めるべき国を指します。